

東京医療保健大学の社会連携・協力に関する基本方針

- 本学は建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」に則り、「時代の求める豊かな人間性と教養を備え、これからの社会が抱える医療関係の課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決できる人材の育成」を教育目標としており、教育、研究とともに社会貢献を本学の重要な使命としている。
 - この教育目標及び使命に基づき、医療系の大学として教育・研究の充実・発展を図るとともに、医療・健康・保健面での社会貢献を積極的に推進し、地域との連携・協力を組織的に推進するため、「社会連携・協力に関する基本方針」を次のとおり定める。
- 1、本学の教育・研究に係る成果を基にした社会へのサービス活動及び社会貢献の一環として、地域の区等との連携・協力により医療・健康・保健をテーマとした公開講座を積極的に開催する。
 - 2、医療系の大学に学ぶ学生として、社会貢献・社会活動に関する意識の涵養を図り地域社会との交流を深めるため、医療等に関わるボランティア活動及び地域の行事等に参加して地域との交流を深める活動等への積極的な参加を推進する。
 - 3、教育・研究の充実・発展を図るため、産・学・官等との共同研究及び受託研究を積極的に推進するとともに、その成果を社会に公表する。
 - 4、本学の教育・研究の活動状況等について、ウェブサイト等による情報公開を積極的に推進するとともに、社会からの意見・要望等を真摯に受け止め適切な措置を講ずることとする。
 - 5、地域社会に開かれた大学として大学の施設の開放及び図書館利用の拡充に努める。
 - 6、本学は、医療・健康・保健面において地域を指向した教育研究活動を推進するとともに、地域の課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図る等、医療系の大学として社会の活性化に資する役割を担うこととする。

附則 この基本方針は平成 23 年 12 月 7 日から施行する。

附則 この基本方針は平成 26 年 7 月 16 日から施行する。